

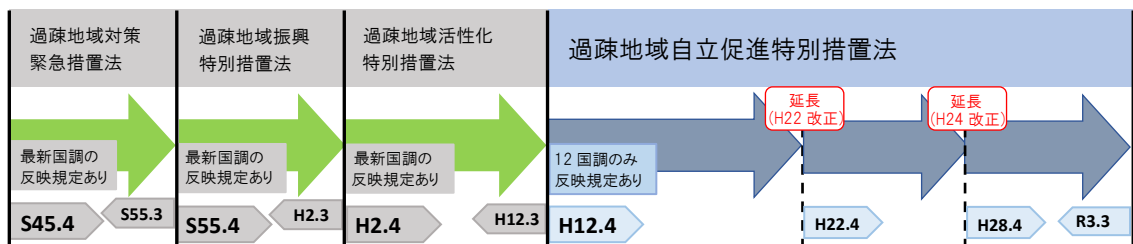
## 滋賀県過疎地域持続的発展計画 (案) について

### 1. 滋賀県過疎地域持続的発展計画策定の趣旨

#### (1) 経緯

- 過疎地域自立促進特別措置法 (旧過疎法) に基づき、本県ではこれまでから過疎地域自立促進方針および計画を定め、必要な施策に取り組んできたところ。
- 同法が令和 3 年 3 月末をもって期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (以下、「新過疎法」という。) が令和 3 年 4 月 1 日より施行されている。

#### 【これまでの過疎対策の経緯】

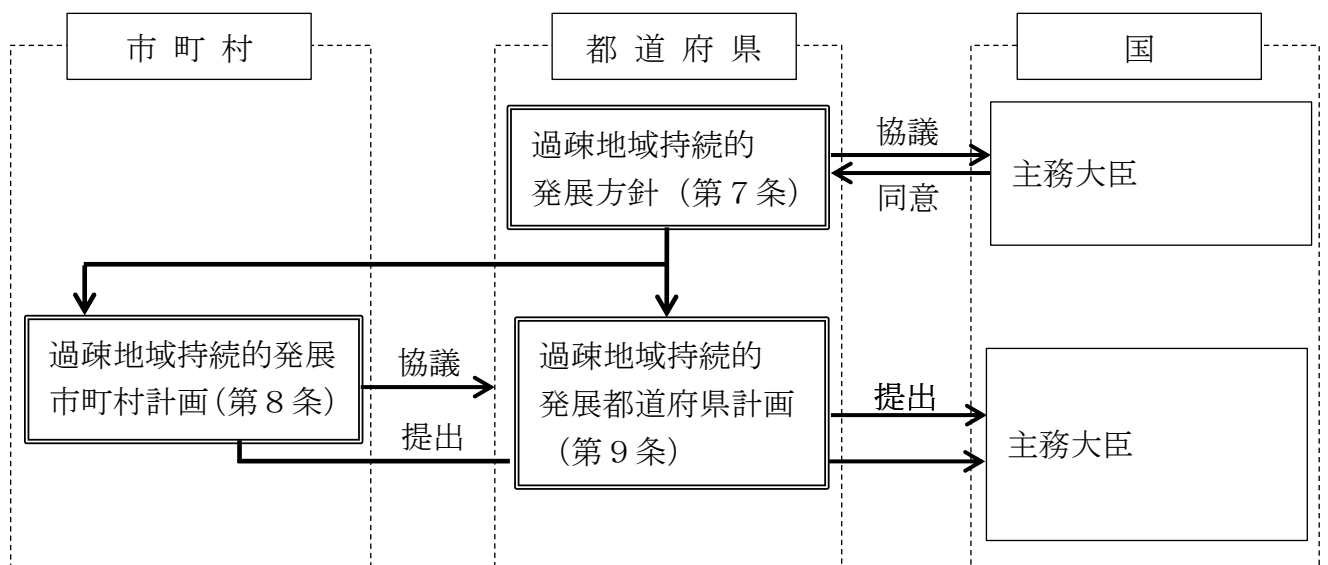


- 法施行を受けて、令和 3 年度中に、本県も新過疎法に基づく過疎地域持続的発展方針および過疎地域持続的発展都道府県計画を策定する必要があり、方針については、国との協議を経て、令和 3 年 8 月 27 日付けで策定した。
- 上記で策定した方針 (滋賀県過疎地域持続的発展方針) に基づき、本県の過疎地域を有する市 (長浜市および高島市) に協力して、県が講じようとする措置について、新過疎法第 9 条の規定により定めるもの。

#### 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第 9 条第 1 項】

都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めることができる。

### 2 新過疎法における方針・計画の位置づけ



### 3 滋賀県過疎地域持続的発展計画（案）の概要

#### 新過疎法第9条第2項において定めることとされている事項に沿って策定

#### (1) 計画期間：5年（令和3年度～令和7年度）

※新過疎法は、令和13年3月31日まで（10年間）の時限立法であるが、総務省の考えに基づき、法期限までの前・後期（5年間ごと）に分けて策定する。

#### (2) 計画の内容

- ・ 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- ・ 過疎地域の持続的発展に関する目標
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項
- ・ 県計画の達成状況の評価に関する事項

#### (3) 旧計画からの主な変更内容（主なポイント）

- ・ 「過疎地域の持続的発展に関する目標」「県計画の達成状況の評価に関する事項」を追加
- ・ 新規事項として「2 移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項」、「12 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項」を追加
- ・ 滋賀県過疎地域持続的発展方針の基本的な考え方で新たに記載した「人材の育成・確保」「情報通信技術の活用」に係る事業として、それぞれ下記事業を新たに記載
  - 【人材の育成・確保】
  - ・ “Connect-Shiga” 創出事業（2 移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項）
  - ・ 過疎地域等政策支援員事業（同上）
  - ・ 農山村の新生活様式サポート事業（同上）
  - 【情報通信技術の活用】
  - ・ 滋賀県 DX 官民協創サロン（4 情報化に関する事項）
  - ・ しがのスマート農業推進事業（3（1）農業の振興）
  - ・ 近未来技術等社会実装推進事業（3（4）商工業、情報通信産業等の振興）
- ・ 県の責務に係る記載として「14 過疎地域の市の区域を超える広域的な施策、過疎地域市相互間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助」を追加

### 4 今後の予定

#### 【計画】

11月中旬 計画（案）作成

12月中旬 総務・企画・公室常任委員会での計画（案）説明

12月下旬 計画策定